那珂川町お試しサテライトオフィス設置要綱

令和４年３月１４日

告示第１２１号

（趣旨）

第１条　那珂川町においてテレワーク及びサテライトオフィス等の開設を促進することで、移住定住の促進と関係人口の創出、産業の活性化を図ることを目的とする那珂川町お試しサテライトオフィス（以下「お試しサテライトオフィス」という。）を設置する。

（場所）

第２条　お試しサテライトオフィスの場所は町が指定する施設とする。

（施設の利用対象者）

第３条　お試しサテライトオフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　那珂川町においてテレワーク又はサテライトオフィスの開設を検討している法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者等」という。）

（２）　那珂川町において事務所等の開設又は起業を検討している事業者等

（３）　その他、お試しサテライトオフィスの利用について、町長が必要と認めた事業所等

（利用申請）

第４条　お試しサテライトオフィスを利用しようとする者は、利用しようとする１０日前までに那珂川町お試しサテライトオフィス利用申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（利用の可否）

第５条　町長は、前条に規定する利用申請書を受理したときは、すみやかに申請内容を審査し、問題がないと認められたときは、那珂川町お試しサテライトオフィス利用許可書（様式第２号）により通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により利用を許可した場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。

（利用期間）

第６条　お試しサテライトオフィスを利用できる期間は、１週間までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（利用時間）

第７条　お試しサテライトオフィスを利用できる時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（利用料金）

第８条　お試しサテライトオフィスの利用料金は、町が指定する施設の規則等に準ずるものとする。ただし、利用者が自ら取り付ける設備等に関するすべての費用については、利用者が負担するものとする。

（損害賠償）

第９条　利用者は、故意又は過失によりお試しサテライトオフィスの躯体、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。



